

第五十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十七号

昭和四十二年六月二十七日(火曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 大石 八治君

理事 奥野 誠亮君

理事 和爾俊二郎君

理事 山口 鶴男君

理事 久保田康磨君

理事 渡海元三郎君

理事 永山 忠則君

理事 井上 泉君

理事 河上 民雄君

理事 依田 圭五君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

自治 大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

大藏政務次官 小沢 辰男君

自治政務次官 伊東 隆治君

自治省行政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

議長 細谷 治嘉君

議員 山口 鶴男君

警察庁警務局長 阪野 正明君

生課長 文部省管理局福 手塚 晃君

利課長 自治大臣官房参 志村 靜男君

事官 門 員 越村安太郎君

專 門 員

六月二十三日

地方財政法の一部を改正する法律案(太田一夫君外七名提出、衆法第二六号)

同月二十六日

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)

第一類第二号 地方行政委員会議録第二十七号

案(太田一夫君外七名提出、衆法第三五号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方財政法の一部を改正する法律案(太田一夫君外七名提出、衆法第二六号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(太田一夫君外七名提出、衆法第三五号)

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出第一一〇号)

○龜山委員長 これより会議を開きます。

まず、太田一夫君外七名提出にかかる地方財政法の一部を改正する法律案を議題とし、提出者から提案理由の説明を聴取いたします。山口鶴男君。

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の三及び第二十七条の四を次のように改める。

(都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第二十七条の三 都道府県は、法令の規定に基づき当該都道府県の負担に属するものとされている経費で次の各号に掲げるものについては、住民に對し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

一 都道府県立の高等学校の職員の給与に要する経費

要する経費

三 都道府県立の高等学校の施設の維持及び修繕に要する経費

(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第二十七条の四 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で次の各号に掲げるものについては、住民に對し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

一 市町村の職員の給与に要する経費

二 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設事業に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の維持及び修繕に要する経費

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地方公共団体の財政秩序の適正化を図るため、住民に負担を転嫁してはならない経費として、都道府県については新たに都道府県立の高等学校の職員の給与及び施設の維持修繕に要する経費を追加し、市町村については政令への委任を改めて法定するとともに新たに市町村立の小中学校の施設の建設事業費を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の財政秩序の適正化を図るため、住民に負担を転嫁してはならない経費として、都道府県については新たに都道府県立の高等学校の職員の給与及び施設の維持修繕に要する経費を追加し、市町村については政令への委任を改めて法定するとともに新たに市町村立の小中学校の施設の建設事業費を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山口(鶴)議員 私は、提案者を代表し、ただいま議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、地方財政は、昭和四十年年度以降の公債発行政策によって、従来の国と地方間の

財源比率がくずれ、地方財政はより深刻な危機に直面しております。また、国と地方間の行政や財政の乱れはひどく、国は不十分な財源措置で事業計画を地方に押しつけ、補助金、助成金も単価が低く、当然国が行なうものまで、負担を地方に強制しているありさまであります。したがって、それに伴い、都道府県と市町村間、または地方公共団体と住民間の財政秩序は法令に基づかない寄付金、負担金あるいはいわゆる税外負担の強制で大きく乱れております。特に、地方公共団体が住民から徴収する税外負担は、小中学校費、高等学校費等において著しく、自治省調査でも百億円をこえているのであります。したがってこれらの地方公共団体と住民との間の財政秩序の確立をはかり、地方財政のより健全な運営を確保することは、当面の緊急事であると考えるのであります。

これが本法律案の提案の理由であります。

次に、本法律案の内容の要旨を御説明申し上げます。

第一は、都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費についてであります。昭和三十八年の地方財政法の一部改正により、昭和三十九年四月一日から都道府県が行なう高等学校の施設の建設に要する経費については、住民にその負担を転嫁してはならないことになりましたが、新たに、現在、過大な税外負担によってまかなわれている都道府県立の高等学校の職員の給与に要する経費及び施設の維持及び修繕に要する経費を追加いたしましたのであります。小中学校については、すでに数年前より禁止の対象になっているこの二項目の措置を高等学校にも適用することは税外負担の解消を前進させる上から当然の措置であらうと考えるのであります。

第二は、市町村が住民にその負担を転嫁させてはならない経費についてであります。市町村の職

員の給与に要する経費及び市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費については政令により住民負担を禁止せられていて、これを法律事項とする。この政令への委任を改めて、これを法律事項とする。ことに新たに市町村立の小中学校の施設の建設事業に要する経費を追加し、税外負担要の多発現象を解消し、地方財政秩序の健全化をはかるものとするものであります。

以上が本法律案を提案する理由並びにその要旨であります。

慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○龜山委員長 本案の質疑は、後日に譲ることといたします。

○龜山委員長 次に、太田一夫君外七名提出にかかる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題とし、提出者から提案理由の説明を聴取いたします。細谷君。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百七条」を「第百七条の二」に改める。
第二条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「又は第三号」を削り、同条第三項を削る。

第七条第二項中「組合員」の下に「（その組合の組合員であつた者のうちから、当該組合の組合員が組織する地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員

団体」と総称する。）が推薦した者を含む。」を加える。

第四十四条第二項中「一月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六（当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数）で除して得た額」を「一月の掛金の標準となつた給料」に改める。

第四十四条の次に次の二条を加える。
（年金を受けるべき遺族の範囲）

第四十四条の二 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたものとする。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 第一項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合に、その子は、これらの者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。

（年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲）
第四十四条の三 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。
一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していた者
三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの

第四十五条第一項を次のように改める。
給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第四十四条の二第一項に規定する順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条各号の順序。ただし、同条第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に掲げる順序

第七十四条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 年金者遺族一時金

第八十八条第四項中「遺族年金」の下に「又は年金者遺族一時金」を加える。

第九十八条の次に次の一条を加える。
（年金者遺族一時金）

第九十八条の二 次の各号の一に該当するときは、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 退職年金を受ける権利を有する者が公務傷病により死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が組合員である間に公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

四 遺族年金を受ける者がその支給を受ける権利を失ひ、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

五 組合員であつた期間が二十年以上の者が退職年金の支給を受けることなく公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 年金者遺族一時金の額は、次に掲げる金額とする。

一 前項第一号、第三号又は第五号に該当する

場合においては、遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたらば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二年分に相当する金額（その組合員がすでに退職年金又は廃疾年金の支給を受けている場合には、すでに支給を受けた年金の総額を控除した金額）

二 前項第二号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたらば受けることとなるべき遺族年金の額の十二年分に相当する金額に満たないときは、その差額

三 前項第四号に該当する場合において、すでに支給を受けた退職年金、廃疾年金及び遺族年金の総額が、その遺族が受けていた遺族年金の額の十二年分に相当する金額に満たないときは、その差額

第百条中「第百七条」を「第百七条の二」に改める。

第四章第三節第五款中第百七条の次に次の一条を加える。

（年金者遺族一時金の特例）

第百七条の二 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八条の二第一項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く）」と、同項第五号中「組合員であつた期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」として、同条の規定を適用する。

第百十三條第二項各号列記以外の部分中掛金二の下に「国の負担金」を加え、同項第一号中「掛金百分の二十」を「掛金百分の三十、国の負担金百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十二・五」に改め、同項第三号中「廃疾年金又は第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金」

に、「遺族年金」を「遺族年金又は第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金」

に、「遺族年金」を「遺族年金又は第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金」

に、「遺族年金」を「遺族年金又は第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金」

に、「遺族年金」を「遺族年金又は第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金」

に、「遺族年金」を「遺族年金又は第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金」

に、「遺族年金」を「遺族年金又は第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金」

に、「遺族年金」を「遺族年金又は第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金」

に、「遺族年金」を「遺族年金又は第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金」

に、「遺族年金」を「遺族年金又は第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金」

に、「遺族年金」を「遺族年金又は第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金」

に、「遺族年金」を「遺族年金又は第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金」

に、「遺族年金」を「遺族年金又は第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金」

に改め、同条第四項中「地方公務員法第五十二
条の職員団体又は地方公営企業労働関係法（昭和
二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則
第四項において準用する場合を含む。）の労働組合
（以下「職員団体」と総称する。）を「職員団体」
に、「百分の五十七・五」を「百分の六十二・五」
に、「百分の十五」を「百分の二十」に改める。
第百十六條第一項中「地方公共団体」を「国若
しくは地方公共団体」に、「毎月」を「政令で定
めるところにより」に改める。
第百二十三條第二項本文中「組合員」の下に
「（組合員であつた者のうちから、職員団体が推
薦した者を含む。）を加える。
第百四十一條第一項中「並びに地方公共団体」

を「地方公共団体」に、「の負担金」を「の負
担金をもつて」に、「及び組合の負担金」を「の
負担金及び組合の負担金をもつて」に、「百分の
五十七・五」を「百分の六十二・五」に、「百分
の十五」を「百分の二十」に改め、同条第四項後
段を削る。
第百四十二條第二項の表のうち第二條第一項第
五号の項中「第二條第一項第五号」を「第二條第
一項第四号」に改め、同表のうち第百十三條第二
項各号列記以外の部分の項中「及び地方公共団体」
を「の負担金及び地方公共団体」に改め、同
表中第百十三條第二項各号の項及び第百十三條第
四項の項を次のように改める。

第百十三條第二項第一号	国の負担金百分の二十、地方公共 団体の負担金百分の五十	国の負担金百分の七十
第百十三條第二項第二号 から第五号まで	地方公共団体の負担金	国の負担金
第百十三條第四項	職員団体の事務にもつばら従事す る職員である組合員 職員団体の負担金及び地方公共団 体の負担金 地方公共団体の負担金百分の二十 「職員団体の負担金」と 「職員団体の負担金」と、同項第 三号及び第五号中「地方公共団体 の負担金」とあるのは「国の負担 金」と	専従職員（国家公務員法第百八条 の二の職員団体（以下「職員団体」 という。）の事務にもつばら従事す る職員である組合員をいう。）であ る組合員 職員団体の負担金及び国の負担金
第百十六條第一項	国若しくは地方公共団体	国
第百十三條第三項第百三十四條（見出しを含む） 第百三十六條第二項 第百三十九條	地方公共団体	国

第百四十二條第二項の表中第百十三條第三項、
第百十六條第一項、第百三十四條（見出し）を合
む、第百三十六條第二項及び第百三十九條の項
を次のように改める。

第百四十二條に次の一項を加える。

7 国の特別会計においてその俸給を支給する国
の職員である組合員に係る第百十三條第二項第
一号の短期給付に要する費用についての国の負
担金については、同号の短期給付に要する費用
の百分の二十に相当する金額は、国の一般会計
からそれぞれ特別会計に繰り入れるものとす
る。

第百九十九條「第五号」を「第四号」に改め
る。

第百九十九條「第五号」を「第四号」に改め
る。

第百九十八條の二第一項第一号から第三号まで及
び第五号

第百九十八條の二第一項第一号から第三号まで及
び第五号

別表第二

組合員期間	日数
一年以上二年未満	三〇日
二年以上三年未満	六〇日
三年以上四年未満	九〇日
四年以上五年未満	一二〇日
五年以上六年未満	一五〇日
六年以上七年未満	一八〇日
七年以上八年未満	二一〇日
八年以上九年未満	二四〇日
九年以上一〇年未満	二七〇日
一〇年以上一一年未満	三〇〇日
一一年以上一二年未満	三三〇日
一二年以上一三年未満	三六〇日
一三年以上一四年未満	三九〇日

期間における掛金の標準となつた給料の総額を三
十六（当該三年間における団体共済組合員期間の
月数が三十六に満たないときは、その団体共済組
合員期間の月数で除して得た額）を「月の掛金の
標準となつた給料」に改める。
第百二十二條中「第二條第一項第三号、第二項及
び第三項」を「第二條第二項」に、「第四十五條」を
「第四十四條の二」に改め、同条の表中第二條第
二項の項を削り、第九十七條の項の次に次のよう
に加える。

五」を「百分の二十」に改める。
別表第二を次のように改める。

公務傷病	業務傷病
一四年以上一五年未満	四二五日
一五年以上一六年未満	四六〇日
一六年以上一七年未満	四九五日
一七年以上一八年未満	五三五日
一八年以上一九年未満	五七五日
一九年以上二〇年未満	六一五日

附則
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第七條第二項の改正規定及
び第百二十三條第二項本文の改正規定は、公布
の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の地方公務員等共
済組合法（以下この条において「新法」とい
う。）第四十四條第二項及び第百二十二條の規定は、
この法律の施行（前条本文の規定による施行を

いう。の日(以下「施行日」という。)の属する月の初日から適用する。

2 施行日の属する月の初日(以下この項において「適用日」という。)前に地方公務員等共済組合法の退職(死亡を含む)をした組合員に係る同法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号。以下この項において「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む)で、適用日の前日において現に支給されているものについては、適用日の属する月分以後、その額を新法及び施行法の規定により計算した額とする。

3 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組合員であつて施行日以後三年内に退職したものに於いて年金たる長期給付の給付額の算定につき新法の規定を適用した場合において、新法(施行法を含む)の規定により算定した年金の額がこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この条において「旧法」という。)の規定により算定した年金の額より少ないときは、旧法の規定による年金の額をもつて当該年金の額とする。

4 施行日前に給付事由が生じた年金以外の給付で旧法の規定による遺族がいなかったため支給されなかつたものについて、当該組合員であつた者の死亡の時に於いて新法の遺族の範囲に関する規定を適用するとしたならば当該年金以外の給付の支給を受けるべき遺族がある場合は、施行日において、その新法の規定による遺族に当該年金以外の給付を支給する。

5 施行日前に給付事由が生じた年金以外の給付(前項に規定するものを除く)に係る遺族の範囲及び順位については、なお従前の例による。

6 新法第百三十三条第二項及び第四項、第百六十六条第一項、第百四十一条第一項(同法第百四十一条第二項において準用する場合を含む)及び第四項、第百四十二条第二項及び第七項並びに

第二百三十三条第三項及び第四項の規定は、施行日の属する月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

7 新法別表第二の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 遺族一時金に関する経過措置(第四十五条・第四十六条)」を「第三款 遺族一時金に関する経過措置(第四十五条・第四十六条・第四十七条)」を「第四款 年金者遺族一時金に関する経過措置(第四十六条・第四十七条)」に改める。

第二条第一項第四号中「第五号」を「第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 この法律(第十三章及び第十三章の二を除く)において遺族とは、新法の規定による年金たる給付(この法律の規定により新法の年金たる給付とみなされる給付を含む)に係る場合は新法第四十四条の二に規定する遺族をいうものとし、新法の規定による一時金たる給付(この法律の規定により新法の一時金たる給付とみなされる給付を含む)に係る場合は新法第四十四条の三に規定する遺族をいうものとする。

第三十六条各号列記以外の部分中「(新法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。第十三章及び第十三章の二を除き、以下同じ)」を削る。

第二章第四節第三款の次に次の一款を加える。

第四款 年金者遺族一時金に関する経過措置

(公務傷病による死亡者に係る年金者遺族一時金の規定の適用)

第四十六条の二 新法第四章第三節第四款中第九十八条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

2 新法第四章第三節第四款中第九十八条の二第一項第二号、第三号又は第五号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、組合員が施行日前に公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

第六十一条中「及び第三十五条」を「、第三十五条及び第四十六条の二」に改める。

第百四十三条の十六中(新法第二百二条において準用する新法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう)を削る。

理由

最近における社会保障制度の状況にかんがみ、地方公務員等の共済組合の制度の充実強化を図るため、地方公務員等共済組合による長期給付の内容を改善するとともに、地方公務員等の共済組合につき、その短期給付に要する費用については国の負担金の負担割合を引き上げ、及び長期給付に要する費用については掛金の割合を軽減することとし、あわせてこれらの共済組合の制度の円滑な運営を図るため規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約百七十億円の見込みである。

○細谷議員 ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきま

して、提出者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近の急速な経済成長の陰で、わが国の社会保障の水準は、西欧先進諸国に比べ、依然として低水準に置かれております。しかも最近における医療費の急激な増高は、各種共済組合の短期給付財政の収支を悪化させ、そのため組合員に過重な負担をしいる掛け金の引き上げを余儀なくいたしております。また一方、長期給付におきましても、ここ数年來の異常なまでの消費者物価の上昇のもとで、年金受給者の生活は極度に逼迫しているのが実情であります。

このときにあたりまして、主として組合員の掛け金とそれに見合う使用主負担の財源だけで運営される共済組合におきましても、従来の保険主義の原則を廃し、大幅な国庫負担の導入により、その社会保障の性格を強める必要があります。かようにして短期給付、長期給付とも、組合員の負担がこれ以上過重にならないよう措置いたしますとともに、退職公務員の老後の生活を少しでも安んじさせるよう、前向きの措置を行なうことは、社会保障の観点からはもとより、共済組合の趣旨に照らしましても、当然、国の責務ともいふべきものでございます。

以上の立場から、共済組合の短期給付並びに長期給付の充実改善をはかるため、この改正案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。まず、第一は、短期給付に要する費用につき、新たに国庫は百分の二十相当分を負担することとしたのであります。これにより地方公務員等共済組合につきましては、国庫としての国庫百分の二十、使用主としての地方公共団体百分の五十、組合員百分の三十の負担とすることによりましてあります。

第二は、長期給付に要する費用の負担割合についてであります。長期給付については、現在、地方公共団体が百分の五十七・五を負担しているの

に見込まれていますが、その分を百分の二十にし、引き上げ百分の五をもって組合員の掛け金を百分の四十二・五の軽減に充て、組合員の掛け金を百分の三十七・五に引き下げることにいたしました。

第三は、年金給付の算定基礎についてであります。従来その算定基礎は退職前三カ年間の俸給の平均額とされておりましたが、消費者物価の上昇の中で、年々ベースアップが行なわれている現状等を考慮し、これを退職時の俸給としたのであります。

第四は、年金者遺族一時金の新設であります。

現行法では遺族の範囲が、主として死亡した組合員の収入により生計を維持していた範囲に限られており、たとえ親、配偶者がいても、組合員の収入によって生計を維持していなかったとすれば、給付の対象とされておられません。この際、遺族年金を受けるべき遺族がない場合においては、組合員の収入によって生計を維持していなかった者に對して遺族年金の額の十二分分に相当する金額を年金者遺族一時金として支給することとしたしました。

第五は退職一時金の引き上げについてであります。現在、国家公務員及び地方公務員の共済組合においては、退職一時金の支給額は、組合員期間によりそれぞれ二十日から五百五十日分となっており、公共企業体職員等共済組合では二十日から四百八十日分となっており、著しく不均衡であるばかりか、その支給額も低きに失してあります。したがってこの不均衡を正し、かつ退職一時金の底上げを行なうため、三十日から六百十五日分としたのであります。

第六は、地方職員共済組合等の運営審議会及び地方公務員共済組合審議会の委員については、共済組合運営の特殊性から、共済組合員であった者のうちから職員団体等が推薦した者も委員に任命できるようにいたしましたのであります。

以上、この法律案の趣旨及び内容の概略を申し述べました。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○亀山委員長 次に、内閣提出にかかる昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案、及び太田一君外七名提出にかかる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。奥野誠亮君。

○奥野委員 地方団体あるいは国民健康保険に関する団体から、職員共済制度の改善について要望書が送られてまいっております。昨年、議員修正でこの問題を取り上げたわけでありましたが、内容について改善をしてもらいたいということでございます。

そこで、この点について伺っておきたいのであります。地方団体関係団体職員共済組合の組合員の外中等での勤務年限との通算制を採用するにあたって、年金をすてでもらっている者についてはこの制度を適用しない、同時にまた組合員の職員としても十年以上勤務しないこの制度を適用しない、かなりきびしい条件のもとに通算制度を認めたわけでございます。同時にまた年金につきましては、最低額を六万円に引き上げるといふ措置も講ぜられたわけでありまして、実在職年数が年金を受けられる最短期間に達していない者については、最低を六万円に引き上げるといふ恩典の適用がない、かように考えているわけでございます。自然また、すでに年金をもらえようになつてから通算制度はとつてやらないのだという人たちのその年金の額には、六万円に満たない人たちの相当数あるということになるわけでありまして、そうしますと、わずかな年金をもらっているがため通算制度の恩典が受けられない、かようなことになるわけでございますけれども、そうなつてまいりますと、事実上せっかく取り上げ

られた通算制度が、一部の人たちに對しまして非常に冷遇をしているということになつてしまふと申すのであります。いま私が申し上げましたように地方団体関係団体職員共済組合の組合員であり、またすでに年金をもらっているけれども、その年金をもらっている人が、いま申し上げましたような関係から、その年金の額が最低の六万円にも満たない人たちが、こう考へてよろしいのかどうか、まず実情を伺つておきたいと思ひます。

○長野政府委員 このすでに恩給をもらっている人たちが、少くとも、その恩給の額が非常に少額といふことは、少ない人につきましては、そういう人でありまして恩給をもらっているといふことがございまして、団体の職員の期間に通算をいたしませんから、そういう人につきましては、お話しのような非常に少額な人が出てくることは事実でございます。

○奥野委員 端的にお伺いしますが、地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつて、すでに年金はもらっているけれども、その年金の額が六万円に満たないのだ、こういう人があるかどうかというところでございます。もしあるとすれば、その人についてまで通算制度を適用しないということとは非常な不合理な扱いになつていふように、かように考へるわけでございます。

○長野政府委員 五万円以下の年金受給者が相当数ございます。

○奥野委員 そうなつてまいりますと、すでに年金をもらっている人については通算制度を適用しないのだといふことは、あまりにも酷な立法であつた、かように考へるわけでございます。もちろん昨年の議員修正は、通算制度を取り上げた点において相当な発展を見たわけでありまして、けれども、おっしゃるような不合理があつたと思ふのであります。そうなつてまいりますと、年金をもらっているから通算制度を適用しないのだといふことはやはり不合理がある。むしろ団体のほうから要望しております点を取り上げたほうがいいと思ふのであります。

思ふのでありますけれども、その場合にどれくらい財源がふえるものなのか、財源率にどういふ影響を与えるのか、同時に掛け金率の上はどういふ影響を与えるのか、この数字を教へていただきたいと思ひます。

○長野政府委員 先ほど申し上げました五万円未満の年金受給者は大体四十名ぐらいでございます。そしてお話しのように通算措置を講ずるということになりますと、財源率にいたしまして千分の〇・五、掛け金率にいたしまして千分の〇・二ぐらいの影響があるようでございます。

○奥野委員 たしか現在の掛け金率が千分の四十四前後であつたように思ふのですけれども、千分の四十四前後に對して千分の〇・二の影響しかないということになりますと、まず通算制度を年金受給者についても広げていくという制度をとつても、組合員の掛け金をふやすという必要はないように判断するのですけれども、この点についてお考へを伺つてみたいと思ひます。

○長野政府委員 現行の掛け金率は千分の四十二でございます。十二月から千分の四十四になるという予定でございますが、その際につきましても、いま申し上げましたように、掛け金率が千分の〇・二ぐらいでございますから、そのために掛け金率をふやすという必要は考えられないと思ひます。

○奥野委員 もう一つ、違つた面を確かめておきたいと思ひます。かつて公務によつて足を失つた、腕を失つた、そういう人たちについては増加退職料が支給されている。国家公務員の場合には増加恩給が支給されている。共済制度への切りかえにあつて、増加恩給や増加退職料を放棄しなければ期間通算をしない。資格要件ではなしに、年金額の算定について通算をしない。放棄した者についてだけ通算をして退職年金を計算をする。こういうように切りかえ當時に行なわれた、かように考へていられる身であるのに、通算される人についても増加退

隠料なり増加恩給なりに類するような恩典を何も認めないということが不合理だということ、今度の改正法案の中では廃疾年金を支給するのだ、こういうふうに出されておるわけであり、これは当然のことではなからうか、かように判断をするわけであり、ところが、依然として増加退隠料なり増加恩給を放棄しない限りにおいては、この制度の恩典にあずかれないのだという態度をとっておるわけであり、私はここに非常に不合理な点を考えるわけであり、私はいま申し上げた点が事実であるかどうか、まずその点を伺っておきたいと思ひます。

○志村説明員 現行制度につきましては、いま先生がおっしゃったとおりでございます。

○奥野委員 一般的には通算が認められて、通算が認められていないようなのは非常な例外だ、この私は共済制度については承知しているわけでございます。ことに増加恩給とか増加退隠料を支給されるに至らない程度の障害、足を失った、腕を取られたというところではないか、そういう公務傷害の人たちについては、傷病資金とか傷病年金ですか、そういうものが支給されているように思ふのですけれども、傷病資金や傷病年金をもらっている人は、別にこれらを放棄しなくても通算になっていると思うのであります。けがの軽い人が通算制度をとられておつて、けがの重たい人たちが通算制度をとられていない。これは非常にアンバランスじゃないか、かように考えるわけでございます。私がいま申し上げたことが事実かどうか、これも確かめておきたいと思ひます。

○志村説明員 御指摘のとおりでございます。ただいまおっしゃいましたように、傷病年金の場合との不均衡もございまして、今回御提案申し上げておるような改正案を御審議をわすれまして、

○奥野委員 改正案においても、増加退隠料を放棄してない人は、やはり放棄しない限り通算制度が適用になっていないと思ふのであります。そこが不合理だと、こう考えるわけでありまして、

そのような食い違つた仕組みをとっている理由を教えておいていただきたい。いま改正案がそれを取り上げているとおっしゃいましたが、私は取り上げていないと思つておるわけであり、増加退隠料を現に支給されている、そういう人は、この改正案においてもやはり放棄しない限りにおいては通算制度が適用にならない、廃疾年金が受けられない、こうなっていると思つておるわけであり、公務のためにけがをした、大きな傷を受けた人が、放棄しない限りは通算されなくて、軽いや者が通算される、二重に不均衡だ、こう思つておるわけであり、この点についてお教えをいただきたいと思ひます。

○志村説明員 増加退隠料等を受ける権利につきましては、その特殊性からいたしまして、新しい共済制度への移行にあたりましては、いわばセツトという考えでこれを処置しているわけでございます。つまり、先生御承知のように増加退隠料につきましては、その在職期間の長短あるいは給料年額の額にかかわらず、一定の金額が支給される。しかもいわゆる退隠料というのは必ず併給され、しかもその場合は実在職年数が年金最短期限に達しない場合におきましても、最短期限の金額が支給されるといふように非常に特殊性がございまして、いわばセツトというふうな考えられ、わけでございます。そのために新制度の移行にあたりましては、原則といたしましていわれる別建てというたてまえをとつたわけでございますが、本人が希望してこれを消滅させるという場合におきましては、これを消滅させ、そのかわりその基礎になつた期間は組合員期間に算入し、組合員期間に於いて退隠年金を支給する、こういう現行制度になつておるわけでございます。それに対しては傷病年金の場合は、本質的にはいわば一時金のなものでございまして、しかも昭和二十八年の恩給法の改正により、本則としてはこれが消えておる、こういうふうなかつこうになつております。また、傷病年金の場合におきましては併給退隠料というものがあつたわけですが、これ

はあくまでも実在職年数が年金の最短期限に達している場合に限つて支給されるわけでございます。そういう意味合いにおきましては、増加退隠料の場合必ず併給されるところの退隠料とはやはり性格が違つておる、かように考えておるわけでございます。したがういま指して現行制度におきましては、いま先生から御指摘があつたわけでございますが、取り扱ひを違えておる、こういうふうな状況になるわけでございます。

○奥野委員 かりにお話のように増加退隠料や増加恩給の場合には、退職年金なり普通恩給なりとセツトになつておるものだからという理屈を認めまして、今後こういう問題はもう起きないわけであり、今後は、やはり増加退隠料を受けたい人の立場を考へて、放棄しなければ通算を認めないといふようなことは不合理じゃないか、かように私は指摘をしておつておるわけであり、同時にまた、セツトになつておるわけであり、けれども、現に組合員であります場合には退職年金なり普通恩給なりが停止になつておるわけであり、増加退隠料なり増加恩給だけが支給されているわけであり、セツトになつておるわけであり、そのものが分離して運用されているわけであり、そうなるわけであり、あえて増加退隠料、増加恩給まで放棄しなければ通算制度を認めないといふことは、私はやはり不合理だ、こう考えるわけでございます。あえて言うならば、普通恩給を放棄する、退職年金を放棄する、そういう場合には通算を認めます、こういう程度のことであるならば、それは私はもつともだ、こう考えるわけであり、この点について再度伺つておきたいと思ひます。

○志村説明員 確かに考へ方といたしましては、増加退隠料等の場合におきましても増加退隠料と併給退隠料とを切り離しまして、いわば傷病年金の場合と同じような取り扱いをするという考へ方もあつたと思ひます。ただ、現行制度におきましては、先ほど申し上げましたように増加退隠料等の権利につきましては、やはりそれはセツトであるといふ前提に立ちまして、いわばオール・オ

ア・ナッシングという考えをとつておるわけでございます。しかし、それにいたしましてはやはり傷病年金の場合等には比べまして問題がございまして、今回の改正法におきましては所定の手續を経て再選択の機会を認め、そして増加退隠料等の支給事由となりました公務傷害は新法施行前のものではございまして、新法施行後の公務傷害による廃疾と同様に公務廃疾年金を支給しよう、こういう改正案を御提案申し上げておるわけであり、

○奥野委員 今回の改正案では、増加退隠料を受けておる、増加恩給を受けておる人たちの立場に立つた考へ方が十分でないといふことを私は指摘しているわけでございます。今度の改正法でも、放棄しなければ依然として通算を認めないわけであり、しかし増加退隠料、増加恩給を受けておる人は、その金額がすでに生活の資に充てられておるわけでございます。また、生活の資に充てられておるからあえて放棄をがえんじなかつた、こう考へてよろしいと思ふのであります。ことに足をなくし、腕をなくしている、その償いとして国家であるいは公共団体で保障されている金でもあるわけであり、それを放棄しない限りは通算を認めないといふことは不都合だと思ふ。だから、むしろ普通の恩給なり退職年金なりを放棄しなければ通算を認めない、これならわかる。でなければ、今度の改正法では、法律施行後六十日以内に放棄した場合には通算を認めてあげます、こう書いてあるわけですが、それはむしろ退職時にその選択をさせたいといふじゃないか、こういう考へ方もしてはいるわけであり、しかし、いづれにいたしましても、そういう点に問題があるとは私は考えるわけですが、この点お認めになるかどうか伺つておきたいと思ひます。すでに生活の資に充てられておる金じゃないか、その生活の資に充てられておる金を放棄しなければ、依然として通算は認めないんだ。これは増加退隠料なり増加恩給なりを受けておる人たちの事情というものを無視し過ぎてはいないだらう

か、そこに問題があるということをお認めになつておられるか、伺つておきたいと思ひます。

○志村説明員 先生御指摘ございましたように、確かに現に支給を受けている者に対しては、それを放棄させるということになりますれば、問題があるかと存じております。

○奥野委員 同時に、これらの増加退職料、増加恩給、これが公費負担であることは当然でありましょうけれども、また退職時に放棄して通算が認められ、廃疾年金を支給される場合には、その廃疾年金もまた公費負担であれば、組合員の個々の掛け金は何ら影響がないというふうに承知しておりますが、この点についても伺ひしておきたいと思ひます。

○志村説明員 御指摘のように、公務による廃疾年金につきましては、地方公共団体の全額負担でございます。

○奥野委員 なお若干お尋ねしたいこともあるわけですが、特にこの二点を先に政府側の所見を伺つておきたいと思ひましたので、これだけで一応やめさせていただきます。

○龜谷委員 細谷治嘉君。

○細谷委員 いままで質疑いたしました点と重複いたしますが、大臣が来るまで質問をしたいと思ひます。

七十四条の二のスライド制の問題ですが、いままでの答弁では、こういう条文を第五十一国会で設けたのでありますけれども、具体的にどういふふうに行つていくかということについては、何ら確たる答弁がないわけですね。このスライド制の実施にあつては、法律事項だというふうなことはおっしゃつておりましたけれども、一体それではどういふ法律をつくるのか、どういふテンポ、めどで進めていくのか、どういふことについて、何ら話がないわけですね。これについて、だんだん質問が終りに近づいておりますから、具体的な日程をお聞きしたい、こういうことです。

○長野政府委員 このスライド制につきまして

は、前々からいろいろ御質問をいたしておるわけですが、このスライド制を施行するためには、別の法律による、それは年金の算定の基礎になる給料額とか、あるいは算定の基礎とかをすべて変えていくことになるわけでございます。その意味で、法律改正が行なわれ、具体的措置がとられなければ、このままで自動的スライドするというか、この規定ではございませんので、そういうことになると思ふわけでは

は、一体いつそういう具体的な手順が具体化するんだということでございますが、現在恩給審議会におきまして来年の三月三十一日までをめぐり、いたしまして、恩給関係のスライドの具体的な研究ということにかかつておるわけでございます。

共済は一部恩給というものに深いつながりがあるわけでございます。そういうものとの関連を考へる、またほかの年金その他の制度との関係も考へていかなければなりませんので、そういう両方を考へなければならぬから、恩給審議会の結論等を得ました上で検討してまいる、こういうことになると思ひます。

○細谷委員 それでは答弁は一つも進んでないわけですよ。恩給との関係は当然あるでしょうけれども、七十四条の二というものは「国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定」する。よく法律で「当分の間」と書いてあつて、二十年もはたつてあるというふうな例がありますけれども、「すみやかに」というのは、二十年というのとは、千年と比べると当分の間かもしれませんけれども、ここに書いてある「すみやかに」というのは、相当具体的でなくてはならないと思ふのです。ですから、いまの答弁ではどうにもならぬですよ。行政局長、ずばりともっとあなたらしい答弁をしてください。

○長野政府委員 先ほど来申し上げておりますように、恩給との関係、他の年金との関係、それぞれ

れ関係があるわけでありまして、恩給のスライドの実施に關する答申が本年末か来年の初めころには当然行なわれてくるわけでありまして、したがひまして、共済年金につきましても、これと並行して検討することになるわけでございます。

○細谷委員 これは「すみやかに」と書いてあるわけですから、すみやかにということであれば、去年のことでもありまから、きょう、この国会では、少なくとも次の通常国会には出すようにいたします。このくらの答弁が出なければ、「すみやかに」という字句を消しにならなければだめですよ。しかし、局長では無理でしようから、大臣が来たときに、この辺の答弁はいただかなければならぬと思ふのです。しかし、ほんとうは、局長、大臣が来なければものを言えないのじゃないかぬですから、もう一辺何かこの点でお答えありますか。——ないですか。

○長野政府委員 たびたび申し上げておるとおりでございます。もうお説のとおり、一刻も早く結論を得まして、実現したいという気持ちにはいさかも変わりはないわけでございますが、申し上げますとおり、恩給制度なり他の社会保険なり年金制度なりとの関係というものと非常に重要に横につながつておりますので、それらを検討してみまさんと、負担の方法なり対象というものはつきりした見通しがつかない現状でございます。したがひまして、鋭意そういうものとの関連におきまして研究を進めまして、具体的になるべく早く実現したいという気持ちには変わりはないと思ひます。

○細谷委員 長野局長にお尋ねしておりますが、この種のもの、法律的にこういう年金制度というものは、さかのほることができのですか、できないうのですか。

○長野政府委員 負担のしかたとの関係がございしますけれども、また聞いてみますと、従来さかのぼった例はないやうでございますが、負担をどうするかというものの関連もございしますけれども、さかのぼつてさかのほれないことは法律的にはないと思ひます。

○細谷委員 負担は、たしか掛け金等との関係が

いないのでございまして、なるべく早く引き上げに向かつて努力をしたいということでござい

○細谷委員 これは「すみやかに」と書いてあるわけですから、すみやかにということであれば、去年のことでもありまから、きょう、この国会では、少なくとも次の通常国会には出すようにいたします。このくらの答弁が出なければ、「すみやかに」という字句を消しにならなければだめですよ。しかし、局長では無理でしようから、大臣が来たときに、この辺の答弁はいただかなければならぬと思ふのです。しかし、ほんとうは、局長、大臣が来なければものを言えないのじゃないかぬですから、もう一辺何かこの点でお答えありますか。——ないですか。

○長野政府委員 たびたび申し上げておるとおりでございます。もうお説のとおり、一刻も早く結論を得まして、実現したいという気持ちにはいさかも変わりはないわけでございますが、申し上げますとおり、恩給制度なり他の社会保険なり年金制度なりとの関係というものと非常に重要に横につながつておりますので、それらを検討してみまさんと、負担の方法なり対象というものはつきりした見通しがつかない現状でございます。したがひまして、鋭意そういうものとの関連におきまして研究を進めまして、具体的になるべく早く実現したいという気持ちには変わりはないと思ひます。

○細谷委員 長野局長にお尋ねしておりますが、この種のもの、法律的にこういう年金制度というものは、さかのほることができのですか、できないうのですか。

○長野政府委員 負担のしかたとの関係がございしますけれども、また聞いてみますと、従来さかのぼった例はないやうでございますが、負担をどうするかというものの関連もございしますけれども、さかのぼつてさかのほれないことは法律的にはないと思ひます。

○細谷委員 負担は、たしか掛け金等との関係が

あるわけですが、過去におさめていない分は適当に差引ければいいわけですね。たとえば、三十七年の十二月にこの法律が施行された際に、それまでに、たとえば議員なら議員をやっておつた、あるいは公務員になっておつたといった場合には、過去の分が通算されてくるわけですから、その場合には年金額は差引かれて支給されているわけですから、いいわけですね。それはもう数字の問題ですわ。保険数学の大家もおるそうでありまして、それは皆さまにまかせますが、法律的にはさかのぼってもいい、こういうことですね。それは確認できますね。それは大切なことですからね。

○長野政府委員 法律的には可能だと思います。○細谷委員 それではお尋ねしたいのでありますが、百十四条で、これはせんだった委員会で山口委員から質問があったと思うのでありますが、「組合員のうち給料の額が十一万円をこえる者は、前項の規定の適用については、その額が十一万円であるものとみなす。」いわゆる頭打ちの規定であります。国家公務員に対しては、法第百条の三項で同じような規定があるわけでありまして、ですから、各省の局長さん等、長野さん同様だと思つて、みな頭打ちにひつかつてゐるわけですね。県知事は、自治省の交付税計算ではたしか二十一万円ぐらいでしょう。これも十一万円にひつかつてゐるわけですね。しかも、これは三十四年にできてゐるわけですね。三十四年から今日までは、所得増進政策のおかげでたいへんに物価が上がつてゐるわけですね。そうなりますと、三十四年にできた規定をどういう形でやっておきますかというところは、これはたいへんな問題だと私は思ふのですよ。これは、先ほど質問いたしました七十四条の二の「すみやかに」というのがこの法律の文章に書いてあるのと、政府の態度というのがこれによく出てゐると思ふのですよ。「すみやかに」と書いてある。三十四年にできて、その後の経済情勢、国家情勢、給与情勢等を考えれば、十一万円の頭打ちというのはあまり

にも非現実的だと私は思ふのであります。この点について、これも具体的にお尋ねするのですが、いつ改正する意思があるのか、これをお尋ねしたい。

○長野政府委員 この問題についても、御指摘のありましたとおりでございますが、共済年金だけでものを考えるというわけにまいりません。他の公的な年金制度との関連もございまして、また、現実と言われております意見といたしましては、十一万円は確かに高いことはいけれども、現実の支給額を見ますと、十一万円をこえてゐるような人は相当長期の公務員期間を有してゐるものでありますから、現実にはそういう人たちの年金額というものは相当程度に達してゐるもので、公的な年金の額として、少なきに失するといふふうには考えられない、こういうのが、現状でやむを得ないといふところの一つの大きな理由になつてゐるようであります。

それからまた、同時に、最高限度額の引き上げということとは、この問題だけにどまりませんで、先ほど申しました年金の最低保障の引き上げという問題を誘発することになるだろう。したがいまして、そういうことから考えますと、現在の社会保障制度の健全なる財政負担能力からいって、これにはなかなか踏み切れない、これが實際だ、こういうことになつてゐるのでございします。しかしながら公務員の関係におきましてこのアップの問題だけを見ますと、確かに御指摘のような問題もございしますので、私どももいたしましては鋭意検討をしておるところでございます。なるべく御趣旨の線に沿つて検討してまいりたい、こう考えております。

○細谷委員 御趣旨の線に沿つて検討してまいりたいといふところじゃなくて、これは三十四年に十一万円であつて、その後の物価の上昇の推移というものをからいきますと、これはもう当然変えなければならぬ数字なんです。こういうことをほつたらかしてあるものですから高級官僚が、公社、公団に行つて、そうしてぬくぬくと居すわりをす

る、あるいは渡り鳥型をやる、こういうことだと思ふのであります。ちやうど大蔵政務次官が見えましたが、あなたのはその所管の国家公務員ももうなつてゐるのですよ。あなたの部下の主計局長も十一万円で頭打ちでゐるのですよ。どうお思いですか。これは大蔵が押さへてゐるのでしょうか。

○小沢政府委員 私、御質問の経過をよく拝聴してないものですから的確な答弁になるかどうかわかりませんが、御趣旨はおそらく、年金額計算の基礎となりまして俸給月額を最高限度が十一万円で三十四年以來引き上げてゐない、これはおかしいじゃないか、その後物価あるいは経済指数のいろいろの変動があるのにお尋ねでないかと思ふのでございします。

確かにおっしゃる通りに、昭和三十四年の十月以降階層置かれておることは事実でございます。これは俸給月額の最高限度額を十一万円に押さへてゐることは、共済年金が公約年金制度の一環であるといふことから見ますと、他の公的年金のいろいろの制度、たとえば厚年とか、そういうものとの均衡を考へていかなければならぬのでございします。厚年におきましては、御存じのように給付の基礎となりまして報酬の最高限度額は現在六万円、調整年金制度を採用いたしまして、その場合におきましても認可基準については標準報酬の最高限度額を十一万円にしておるわけでございます。したがつて、私どもとしては、そうしたいろいろの均衡といふものを考えますと、現在の十一万円を引上げることにつきましては、他の公的年金制度の俸給の限度額との均衡からいまして相当いろいろな問題点が出てゐるわけでございます。

そこで、共済年金の給付の体系が、他のいろいろな公的年金の制度との関連等を十分調整しあるいは検討して、この額を引き上げるかどうかという点についてはきめていかなければならぬものですから、そういう意味で、従来の厚年あるいは他のいろいろな国民が受けております公的年金制度との関連で、なお慎重に検討しなければいかぬの

じやないか。こういうことから私どもとしては従来は引き上げてこなかったわけでございます。いま自治省から、なお前向きに検討したいという答弁でございました。昨日でございしますか、御承知の社会保障制度、特に所得保障の制度につきまして、制度審議会から、統一的ないろいろの観点からこれを取り上げて検討してやうていくべきである、いまのようにばらばらでは困るじやないかという申し入れもいただいたわけでございますから、政府として十分その点答申の趣旨に沿つた方向で今後検討しなければいかぬと思ふのでございします。そうした全般的検討の際にひとつ譲つていただくように、いま御質問ではありますけれども、ここで私まだこの問題だけを切り離して引き上げをやるというようなことは、御趣旨に沿つていけません。共済年金の問題だけできめていくわけになかなかまいりませんので、そうした総合的な検討を十分やりまして上で考慮させていただきますと思ひます。

○細谷委員 私は質問時間はないのですが、自治大臣が来るのがおくれたものですから、途中私が飛び入りでやつてゐるわけですが、政務次官のお話を聞きますと、他との均衡と云う。均衡というのは現実性があるといふことを前提に置いた上で均衡といふことを議論しなければならぬ。非現実的なもの、そのものを比べて均衡だ均衡だなんて、そんなことを言つたつては筋が通らないと私は思ふ。一応レールの上に乗つた上でバランスがとれてゐるかどうかということがバランスであつて、調整といふのが問題になつてくると私は思ふのですよ。この問題につきましては、昨年これは主として都道府県議員から起つた問題でありまして、この十一万円というのは非現実的だ、現在の都道府県議員の歳費というのは大体平均十二、三万円になつてゐるのだ、こういうことであるから、ひとつ十五万円ぐらいに上げてはどうかという話がありました。私にあつたのですよ。あなた了解できますかというから、それはもう非現実的なものは現実的にすべき

でしようという答弁をしたのでありますが、その後、今度の国会には消えてしまつておつた。消したのはどこかという大蔵省らしい。他との均衡、他との均衡という形で大蔵省が消したようですよ。ところが、都道府県議員が、それはやはり政治的に強い発言権を持っておりますから出ておられますけれども、現実には大きな問題は、知事は二十一万円、あなたの部下の局長あたりでももう十一万円じゃないでしよう。私はこういう問題についてある局長に会いましたら、やはり二十何万円とつてゐるのですよ。何とかしてくれぬか、こういうわけですよ。ところがやはり自分が立法に關係してゐるものだから、自分のことのように、我田引水のようにあまり言えぬから、こう言うのです。やはりほんとうに言う方もあると私は思ふのです。大蔵省は他との均衡というのが一つの理由、それはおそろく財源がないということから来ると思ふのですが、もう一つは、過去にさかのぼれないのだ、私も極端にさかのぼれとは言つていないのですよ。しかし、私たち国会議員は頭打ちなんです。十年したらそのときの歳費で来るわけですから。ところがほかの法律を自分たちはきめるのだけれども、自分たちのものは頭打ちにしにしておいて、ほかの人たちは頭打ちにする。しかも非現実的な十一万円を押し付けるといふのは、たいへんいかぬと思ふ。ですから、さつきも話がありましたように、大蔵省は痛痒を感じないのだから。なぜならば、よそにたくさん外郭団体があつて、居すわり型もある、渡り鳥型もある。しかもそれは二十五、六万円という公社、公団の役員になつて長くおられるわけですから、痛痒を感じないのじゃないかという声すらあるわけですよ。ですから、これはやはり現実的なものに私はすべきだと思ふのです。

すけれども、きようは本会議が控えておりますから、私はこれでとめておきます。

○亀山委員長 林百郎君。

○林委員 私はおもに大臣に、地方公務員の共済の問題をお聞きしたいと思つておられます。これは、技術的にはいろいろの問題がありますが、政治的に政府の大きな方針を率直にお聞きしたいと思ふのです。

そういう意味で重要な問題点だけ拾つてみますと、この地方公務員の共済制度の中へ、明確に国が負担するというのが規定されてゐる資金が導入されてゐないという問題があるわけですね。これは、この地方公務員の共済制度が社会保険としての原則をどこまで貫くかどうかという問題——これを論議してゐる限りありませんが、基本的にはこれは社会保険の一環として考えるべきだと思ふのです。それで社会保険だけは当然国と使用者、雇用主と国、この双方によつて保障される、そして労働者の拠出によつてはならないということとはもう世界的な原則で、これはもう社会保険憲章なんかにあるわけですね。そういう中でこの社会保険制度を貫くということになれば、これは当然国が負担すべきものというように考えるわけですが、どうしてこの制度の中に国が負担するということが法的に規定され、また導入するということがなされなかつたのでしょうか。その点をあなたと、それからお急ぎのようですから小沢さんに、このことについて大蔵省としては一体どう考えるのか、お答えをいただきたい。

○藤枝國務大臣 地方共済におきまして、国が直接ということではないではないかということでございますが、われわれといたしましては、いわゆる国民の税金でまかなわれる公経済からこの地方共済の経済に入れておるといふことで、いわゆる社会保障制度の一環としての形をつくつておるといふふうに考えておるわけでございます。

○林委員 ですから、公経済であればあるほど、その負担の一部を国家が負担する、公の社会保険制度であればあるほど国が負担するということが当然じゃないですか。なぜ負担しないのですか。

○藤枝國務大臣 ですから、使用者としての地方団体でなくて、公経済としての地方団体からその分を負担してゐる、こういうことでございませう。

○林委員 公経済としての国の負担というのは、具体的にはどういふ負担のしかたですか。もしそういうことをしているならば、どうしてそういうことを法的に明記されないのですか。

○藤枝國務大臣 いや、国の負担でなくて地方公共団体、いわゆる使用者としての地方公共団体でなくて、公経済としての地方公共団体、これが負担をしてゐる、こういうことでございませう。

○林委員 社会保険である限り国が負担するといふことは、これは原則なんですよ。あなた、使用者としての地方公共団体が公的な性格を持つていふと言ひますけれども——そういうことでしう、違ふなら違ふでいい、ちよつと待つてください。しかし、地方公共団体といつても、三割自治とか二割自治とかいわれますけれども、実際の仕事は国の委任事務というものが非常に多くなつてきてゐるわけでしょう。しかも財政的に交付税方式がとられて、ほとんど国のひもつきの財源で地方財政はまかなつてゐるわけでしょう。すると、実質的な使用者、実質的な地方自治体の財源の責任者といふのは国じゃないですか。その国がどうして地方公務員の社会保険的な責任の面にいくとを消してしまつて、一言もそのことが法律の中に出てこない。これは一体どういふことなんですか、私にはわかりません。ことに、これはもう各地方の市町村職員共済組合から、厚生年金保険が四十年度の改正によつて国庫負担が百分の十五から百分の二十になつたんだから、ぜひこのことを明確にし、定率化するようにこの際努力してもらいたいという要望が、私たち委員のところ全部にきてゐるわけですね。これはもう地方の公務員共済組合あげての熱望なんですね。私は、基本的には、原則として国が全額負担すべきだといふ方向を持っておりますけれども、しかしいまの日本の現状からいって、とうていそういうことを言つてもほ

然じゃないですか。なぜ負担しないのですか。

○藤枝國務大臣 ですから、使用者としての地方団体でなくて、公経済としての地方団体からその分を負担してゐる、こういうことでございませう。

○林委員 公経済としての国の負担というのは、具体的にはどういふ負担のしかたですか。もしそういうことをしているならば、どうしてそういうことを法的に明記されないのですか。

○藤枝國務大臣 いや、国の負担でなくて地方公共団体、いわゆる使用者としての地方公共団体でなくて、公経済としての地方公共団体、これが負担をしてゐる、こういうことでございませう。

○林委員 社会保険である限り国が負担するといふことは、これは原則なんですよ。あなた、使用者としての地方公共団体が公的な性格を持つていふと言ひますけれども——そういうことでしう、違ふなら違ふでいい、ちよつと待つてください。しかし、地方公共団体といつても、三割自治とか二割自治とかいわれますけれども、実際の仕事は国の委任事務というものが非常に多くなつてきてゐるわけでしょう。しかも財政的に交付税方式がとられて、ほとんど国のひもつきの財源で地方財政はまかなつてゐるわけでしょう。すると、実質的な使用者、実質的な地方自治体の財源の責任者といふのは国じゃないですか。その国がどうして地方公務員の社会保険的な責任の面にいくとを消してしまつて、一言もそのことが法律の中に出てこない。これは一体どういふことなんですか、私にはわかりません。ことに、これはもう各地方の市町村職員共済組合から、厚生年金保険が四十年度の改正によつて国庫負担が百分の十五から百分の二十になつたんだから、ぜひこのことを明確にし、定率化するようにこの際努力してもらいたいという要望が、私たち委員のところ全部にきてゐるわけですね。これはもう地方の公務員共済組合あげての熱望なんですね。私は、基本的には、原則として国が全額負担すべきだといふ方向を持っておりますけれども、しかしいまの日本の現状からいって、とうていそういうことを言つてもほ

遠いと思ふのです。しかし、少なくとも国がこれだけの定率のものを責任を持って負担するということがどうして地方公務員の共済制度の中にだけ出てこないのか。もう一度あなたにお聞きしたいのです。

○藤枝國務大臣 先ほどからお答えしておるの

は、一五%については公経済としての地方公共団体が、それを使用者としてではなくて負担をしてゐる、そういう点で社会保障制度の性格を持つてゐると申し上げてゐるわけでございます。また、それを二〇%にしろという各方面の御希望、御要望については、先般お答え申し上げたように、われわれもそれを社会保障制度の進展として、それが実現するように努力をいたしたい。もちろん地方共済だけが独走するわけにはいきませんけれども、そういう方向で努力をいたしたいと思つておるわけでございます。

○林委員 それじゃ小沢さん、時間があれですからお聞きしますけれども、どうして国が一定の率を責任を持つ——それは使用者としての地方自治体ではなくて、公的な責任を持った地方自治体だと言ひけれども、そうすると使用者という面は全然ないと思つていいんですか。地方公務員共済の制度の中には、使用者負担というものは全然ないんだと、それでいいんですか。それじゃ全部が公的色彩を持った地方公共団体が掛け金率以外のものは負担してゐる、こう言つていいんですか。それならば、最高の責任者である国家が、地方自治団体をしてこうさせるとか、交付税の中に国家は毎年定率的にこれだけのものを負担するとか、そういうことがどうして国といふことで法制化されないか、自治大臣はその点。

小沢さんについては、この問題をどう考えられるのか。ことにこの十二月一日からは財源率を上げなきやならないという問題がある。それから、これはあとで聞くつもりですけれども、ことに短期給付の健康保険関係では赤字があるという理由で、これも財源率を上げるといふような問題がある。さつき言ひましたように、実際の仕事は委任

昭和四十二年六月二十七日

事務で国の大きな仕事をしよわされて、このために地方公務員は非常に労働が強化されている。そして財源からいっても、自主的な財源というのはほとんどない。ほとんど中央がひもつきの財源をしている。財源からいっても国がひもつき、仕事の上からいっても委任事務が膨大だ、そして社会保障の面は国は知らぬ顔をしている。一定の金を預金部へ預託しろ、あるいは公債を買え、それはどういうことなんでしょうか、一体。地方公務員共済について、国というものは、政府というものは全然責任を負わないということではないんでしょうか。もう一度お聞きしたいと思います。

○藤枝岡務大臣　この公済の負担の割合は、御承知のように、一五％は公経済たる地方公共団体が見る、そうしてあとの残りの八五％を使用者たる地方公共団体と組合員とが折半をいたしておる、こういう形でございます。この一五％の公経済として負担する分については地方交付税で見ておる、こういうことでございます。

〔委員長退席、久保田(田)委員長代り着席〕
○小沢政府委員　国がなぜ地方の公務員共済に負担をしないのか、あるいはまた法律でそういうことを書かないのか。これは自治大臣がおっしゃっておられますように、国が出すと同じことなんでしょう。いまして、公経済としての公共団体が、まあいわばそれは厚生年金等あるいはその他の年金で国が一定の負担割合を出しているのと同じ意味に解していただければ、私はどうも疑問はないんじゃないかというふうに思うのでございます。大臣のおっしゃられるとおりで、私どももそう考えておるわけでございます。

それから一五%と二割の問題でございますが……。

○林委員 いや、一五%を交付税で見ていると自治大臣は言いますね。しかし、そのままではいけば、この十二月には財源率やいろいろ短期も長期も増額するような傾向があるわけですよ。その場合に、かりに百分の十五をどこが負担するかは別として——交付税で見ていると大臣は言います

が、百分の十五というものは変わらないのですか。その率は上がるのですか。

○小沢政府委員 財源率の再計算期をたしか十二月に迎えるのじやないかと思うのですが、その十二月の再計算期の前に、私どもがいまここでその比率を、じや大蔵省としてどう考えるかと言われましても、やはり再計算のいろいろな結果を見ない限りは、私どもとしてはその意見を申し上げる主管官庁でございませぬ。ただ、いまお話し、國に

ていて、おかしなところも少しはありました。あるのは一五%をさらに——これは全然国が関与してないじゃないかとおっしゃいますけれども、地方財政全般ということでは、国はまたいろいろと地方財政全般についての配慮はしているわけでございますから、そういう面で、地方公務員の共済組合の本質的な点を考えますとこれは、御質問ではございませんけれども、自治大臣がおっしゃるようなことで、他の公的年金と同じようなことに考えていただいているんじゃないかと私は思っております。

○林委員 小沢さんにまた聞いてもお気の毒な気がしますから。これは再計算のあれというのは自治省では試算が出ておりますし、それをいままう強行しようという方向が出てきて、それをいままうそういう中で、いわゆる自治大臣の言う交付税の、中へ幾らの負担を込めるかどうかということがいま問題になっている。地方自治体が負担するかあるいは国が負担するか、地方自治体の財政に重大な影響を及ぼすから、それは小沢さんわからねえからわからねえでけっこうです。どうぞ向こうの委員会へ行ってください。

そこで大臣にお尋ねしますが、あなた、百分の十五は交付税で負担するというのは、法律のどこにそういうことが明記してあるのですか。地方公務員共済組合法の中にありますか。

○藤枝枝務大臣 地方公共法の百十三条の二項の第二「長期給付に要する費用」「掛金百分の四十二・五、地方公共団体の負担金百分の五十七・五」五十七・五というのは、先ほど申しましたような公的経済としての十五と使用者としての負担

分四十二・五、これを合わせたものでございまして、それを財源措置として交付税で見てる、こういうことでございます。

○林委員　だから、そんなことは法律に書いてないでしょう。百分の十五負担するってこの百十三條のどこに書いてあるのですか。五十七・五とあるだけじゃないですか。

○藤枝国務大臣 五十七・五というのが、いま言
ったように一五%と四二・五%、これの合計額で
ございます。

○林委員　どこにそういうことが書いてあるかと聞いているのです。

○藤枝国務大臣 一五%というのは書いてござい
ません。

○林委員　書いてないでしょう。あなたがそういうことを言うなら、どうして法律に書かないのですか。あなたがそういうふうに言っているだけで、また事実上そうなっているということだけでしょう。なぜ国家の責任を明確にできないのですか。

あれも聞いているのです。あなたは口で百分の十五は交付税でやるやると言っているけれども、そんなことは法律のどこにも書いてない。便宜上をう扱っている。あるいはどこかの取り扱い規程にあるかもしれないが、法律ではないのです。なぜなら、あれも聞いているが、法律ではないのです。なぜなら、あれも聞いているが、法律ではないのです。なぜなら、あれも聞いているが、法律ではないのです。

これだけの配慮をするということが法律で明記できないのか。あるいは、実は自治省としてはそういうことをいろいろ大蔵省へ要望しているのだけれども、政府間のいろいろの調整で、まだ林さんの言うようになかなか実現できないというならできないで、またあなたの衷情がわかるけれども、ところが聞き直って、そんなことはあたりまえだ、書いてない、五七・五の中の一五はそうだよ、あなたがそう言っているだけでは、自治大臣としての、少なくとも地方公務員の社会保障について行政的に最高の責任を持つあなたが、あなたの責任を果たしたとは私は考えられないのです。どうしてそういうことが明記できないのですか。

○藤枝校務大臣　元来、共済というものは使用者と被用者との間の折半、それに何らかの公経済が入ってくる。したがってこの掛け金四二・五％というそれに見合うものは、当然使用者としての地方公共団体では四二・五％であるわけです。したがってそれを引いた一五％というものが当然公経済としての負担ということにこの条文から当然なると思うのでございます。そうしてその五七・五％につきまして交付税でこれを見ておる、財政需要として見ておる、こういうことでございます。

○林委員 交付税で見ていると言いますけれども、あなたは地方財政の実情をおわかりでしょう。農協の職員や私立学校の教職員共済に政府が責任を持って負担してやるというのなら、地方財政の一助として明確にそのことを法律化し、定率化して、これだけの責任は負うということがどうしても明記できないのかということなんです。これは明記するかしないかの問題ではなくて、本質的な問題だ。要するに、日本の政府の社会保障に対する全般的な考え方がここに象徴されているので、私はあなたに言うわけなんです。御承知のとおり社会保障の最低の基準をきめておる条約がございますね。ILOの百二号条約です。これは日本の政府は批准しているのですか、ないのですか。

○藤枝国務大臣 まだ批准をいたしておりませ

○藤枝國務大臣　まだ批准をいたしておりませ

切実な問題なんです。そういうとき、それは地方自治体が責任を負うと書いてあるから、国がそんなところに法律上責任を明記しなくてもいいのだ

的にどうするのですか。

○藤枝國務大臣 根本的には、健康保険その他医療保険制度全体のいわゆる抜本策というものを政府はいろいろ検討をいたしておる、それにのつ

は私の資料で見ますと、東京都職員のおれを見ますと、短期財源の、これは福祉のほうですけれど

大臣にお聞きますが、短期給付の財源率が実

に百とか、百をこしておるようなところがあるわけですね。こういうところを見ますと、北海道だとか青森、岩手、秋田それから徳島、香川、長崎、熊本、大分というような地方自治体で、財源が何か貧弱といえますか、そういうところほど短期給付については、これはむしろ財源率は非常に高いですね。千分の百以上ということですね。こういうところについて、先ほども言いますように、この政府の負担というものを、かりに名前は交付税で負担するという、そういう形をとるにしても、そういうものを考えておらないのですか、増加してやるとか、特別な配慮をしてやるといふようなことは。

○藤枝国務大臣 根本的には、先ほど申しましたように、他の医療保険制度の抜本的な改正とにらみ合わせなければなりませんけれども、短期給付については、たとえば当委員会の附帯決議で、短期給付についても国の負担の制度を入れたらどうだというような決議もあります。そういうものともならみ合わせて、この財源率の高いところについては考えてまいりたいと思います。

○林委員 それから局長さんにお聞きしますが、五十七条の二項に、健康保険の改正に伴って負担の増加した場合、一部負担金を当該医療機関に支払うという条項がありますね。

(久保田(四)委員長代理退席、委員長着席)
五十七条の二項による健康保険法の四十三条ノ八の場合ですね。これはこまかいから局長でいいです。おわかりですか。これは健康保険法のはうを見ますと、たしか初診料とか入院料ですね。入院料について一定の額を負担するわけですね。そうすると、今度かりに、健康保険法がどうなるかわかりませんが、あれによって初診料や入院料が増額すれば、この地方公務員共済の五十七条の二の一部負担金も上がることになるのですか。

○長野政府委員 健康保険法の臨時特例に関する法律によりまして、やはり法律の三条で「他の法律の規定で健康保険法第四十三条ノ八の規定を引

用し、又は同条の規定の例によること」としているものは、前条の規定を引用し、又は同条の規定の例によることとしているものとみなす。というように規定がこの特例法のほうに入っておりま。したがって健康保険の特例が実施に移されま。自動的により健康保険の二項の条文に乗り移っていく、こういうことになっております。

○林委員 要するに、初診料や、それから入院で

すね。入院する場合、三十円が六十円になるということになる、要するにそれだけ、健康保険で上がるだけのものはこの条項に関する限り上がっていく、こういうことになるわけですね。

○長野政府委員 そのとおりでございます。

○林委員 時間の関係で、次に十二月一日の問題です。財源率なり掛け金率は幾ら上げる腹です。

○長野政府委員 長期給付の財源率の再計算、いろいろ計算をした結果によりまして、地方職員につきましては、財源率が千分の八・五引き上げになる、公立学校につきましては七・五、一般職員の警察につきましては九・五、警察の特例職員については九、市町村職員につきましては六、都市職員につきましては七、こういうふうになる予定でございます。

○林委員 それは、自治省はそういう予定だということですね。ところがこの再計算の資料ですけれども、これにたいがい問題があるということがある。いま組合でもまた運審でも問題になっておる。あなたのはもう御存じかと思うのですけれども、基礎になった三十八年と三十九年という年は、これは定年制を問題にして退職の勧奨が非常に行なわれたときで、特に退職が多かった年なんです。それを計算の基礎にしておると問題、それからこれは同僚の山口議員も聞かれたのですけれども、積み立て金の運用率が五分五厘というのですけれども、実際は六分五厘から六分二厘くらいのところですね、六分と計算してもいいんじゃないかという問題があります。そのほかこまかいことを言うと、地方公務員共済組合としては資料が

ないので、国家公務員共済からの資料を使っている埋めておる、そういう、考えようによってははなはだといえますか、どうもずさんな計算で、いま言ったように財源率や掛け金率を上げていくということがよろしいとお考えですか、どうですか。自治省はそういうことを考えているにしても、この問題についてはわれわれはもう反対です。全額国で負担しろということ。そういうことを一方的に、再計算表が何か絶対的な權威のあるものとして、これを地方公務員の諸君に押しつけて、それで通るとお考えになっていませんか、どうですか。

○長野政府委員 自治大臣が示しました財源率の算定の方法につきましては、私もいたしましては、保険数理の専門官が鋭意検討したわけでございますが、その場合には、組合の実態を検討しながら十分な検討をしたということと考えておるのでございます。また組合の実態の分析については、個々の組合がそれぞれの資料に基づきまして最も適した方法によってとるということも、これは当然のことでございます。したがって、そういうことで、組合によって分析のしかたに多少の差異が出てくることもあると思ひますが、今回行なっておりますところの再計算の方法というものは、資料の問題等の御指摘もございまして、現段階におきましては、一応最も周到に検討した結果というふうに私も考えております。

○林委員 それは、自治省がそうお考えになっても、そういうあいまいな資料に基づいた再計算表を絶対の權威あるものとして自治省が無理押ししても、これは相当の問題が起きますというように私はいまから警告しておきますが、いけないうるか、そう警告しては、納得しないような顔をしておられますけれども、しかし地方公務員共済の資料がないからといって国家公務員共済の資料をいろいろ借りてきたりするという、そしてよくよく計算をしておるわけですね。それは地方公務員の諸君としては納得できません。

最後に、大臣にお聞きしますが、長期給付のほうの責任準備金の問題ですけれども、これはいまだのくらいいあるのですか。

○長野政府委員 手元にごいます資料でございます。四十年の末におきまして、全体で三千三百四十七億四千七百円。

○林委員 お聞きしますが、かりに五年後になると、どのくらいにふえるのですか。

○長野政府委員 大体千五百億程度ふえてまいるそうでございます。

○林委員 毎年……。

○長野政府委員 はい、約一兆円……。これは重大な問題ですね、大臣、おわかりでしょう。数字からいっても一兆円の責任準備金が積み立てられてくるわけですから、この運用の問題については重要ですね。そこで原則からいって、これは乏しい財源である地方自治体とそれから地方公務員の諸君が積み立てた金ですね。これがいまどういふふう、大臣、一体運用されているのですか。

○藤枝国務大臣 四十一年度末の決算見込みで四千四百五十四億程度、それに対して一番割合が多いのは、長期貸し付け金が全体の三四・五%、それから有価証券が三〇%というふうなところが大きいところでございます。

○林委員 そういふところですね、だから一号資産というのですか、一号資産の百分の五十五以上というふうな規定上運用のワケが与えられている。これを見ますと、現金、預金、貯金、地方公共団体の一時借入れに対する貸し付け、資金運用部に対する預託、金銭信託または有価証券、要するに百分の五十五はこれは直接の地方公務員の福祉と結びついた運用ではなくて、むしろ銀行の預金あるいは有価証券あるいは資金運用部資金あるいは金銭信託というふうな、これは大きな資本家的な運営ですね、ことをやわらげて言いますと、はっきり言えば、独占資本ということばをわれわれよく使いますけれども、この独占資本のほ

うへつぎ込まれて、そしてほんとうに地方公務員の福祉の面に使われるのは二〇%かそこらになるのではない。しかも奇妙なことには、これは共済制度をとっているからそういうことになるわけだけれども、地方公共団体や地方公務員は、自分の出した金を、今度はまた自分が利息をつけて借りるといふことになるわけですね。これはそういうことになるでしょう。地方自治体の一時借り入れに対する貸し付けとか、あるいは組合員への貸し付けとか、そういうことに対して、大臣としてはそういう運営のしかたがそれでいいとお考えになるのかどうか。もっと直接的に、これは利息を取る取らないという場合は、共済制度です。からいまの制度としては利息を取るのだとあなたはおっしゃるかもしれないけれども、少なくとも資金運用部預託とか、あるいは銀行預託とか、あるいは有価証券信託とか、こういうものはやめて、もっと直接地方公務員の住宅の取得とか、あるいは土地の取得とか、そういう自分の将来の生活設計に結びつけた方向へこれを大ワタに使わせる、そういうことを考えるべきだと思いますが、どうですか。

○藤枝國務大臣 この長期資金の分、これは何としてでも確実に確保されていなければならぬ。それが非常な、たとえば不良貸し付けのようなことになつてはならぬ。財産の保全というものが第一に考えられなければならないと思うのでございます。したがって、そういう点からいうと預金というようなものが一番確実であるわけでございますが、しかしこの資金の性格からいまして、たとえば不動産取得のための貸し付けとか、そういうものをやっている。たゞ、そのときに利息を取るのがどうだというお話でございますが、いま申し上げたように、財産の保全というものが一番大切なわけでございますから、そうなっております。しかし、これらにつきましては時代の推移も考えながら、いろいろこの資金の保全方法については改善をすべきものはあるかと存じております。

○林委員 それは政府の、共済制度だとかそういうことにはおきまりに言うことなんですから、政府はいま年金保険やそのほかの積み立て金を入れますと約三兆二千億くらいのもつて持っているわけですね。これの大きな部分は、資金運用部資金にいわば、資金運用部資金の中には御承知のとおりいろいろ独占資本のほうへ投資されるといふ面が非常に多い。それから銀行預託といつても、これは大きな銀行が何にその金を主として使うといふことはおわかりだ。ところが責任準備金を準備しておかなければならないというわけだけれども、しかし、この人たちが退職したりするとき、同時にまた新しい職員も入ってきているわけなんです。これだけの何兆という金を常に準備していなければ責任が果たせないといふことは、ないじゃないか。むしろ私の考えとしては、こういう共済制度という名のものと、責任準備金を、何兆という金を握って、これを政府が財政投融資に使つたり、あるいは本来政府自身が見なければならぬ地方自治体への財政的援助をこれであまなお、こうしておるのではないのでしょうか、そういうことについてもっと考える必要がないか。参考までに局長にお聞きしますけれども、金銭信託、それから銀行の預貯金というのは、どういう銀行へしておるのか、金銭信託というのはどういうところへ信託しているのか、ちよつと具体的にその先をお聞きしたい。それから大臣には、そういう何兆という金を常に持っているわけばならない根拠というのはどこにあるか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 共済、ことに長期給付についての共済、これは保険数理から出てくるわけでございますから、そうした保険数理からいたしまして、非常に大きい金にはなりますが、やはりそういう長期給付という性格からいまして必要ではないか。またその資金の運用方法は、これは林さんとは少し所見を異にするのでありますが、やはりこれを確実に保全するという意味からいたしまして、現行のようなものが必要だと思ひますけれども、しかしこの保全の方法についてはさらに改善の方法を検討する必要があると思ひます。

○長野政府委員 銀行は、施行規程の十二条というのがあります。そういう資金の運用につきましても、金の融通というものは、「臨時金利調整法」第一条第一項に規定する金融機関だといふようなことになっております。これは信用金庫あたりまで入つておまして、具体的な例と申しますと、それぞれ組合によつて運用しておる機関がいろいろあると思ひますが、銀行で申しますと、いわゆる市中銀行とか地方銀行はほとんど全部この中に入つております。それから信用組合等にも地方の共済組合では預金をしております。それから金銭信託は信託銀行がほとんど全部これに当たつております。

○林委員 有価証券が三十一億ですね。このうち地方債はどのくらい持っておりますか。地方債は有価証券の中に入つておるのか。

○長野政府委員 四十年程度現在におきまして、地方債は六百五十六億ぐらいになっております。

○林委員 三千三百四十七億の責任準備金のうちの五分の一ぐらいが地方債だ。その地方債も利息をつけて返さなければならぬ。自分の預託した金で地方債を持つておらうと、そしてそれに利息を払う、地方自治体としては二重の負担になるという計算になると思ふのです。もう少しはっきり申しますと、いま三千億積ませる、五年先には一兆円だ。しかしインフレはどんどん進行していき、いま値打ちのある金を使つておいて、そしてその人が退職金だとか恩給だとか、そういうものでもらうときには非常に軽い金を払ふばいいことになる。だから、政府としては共済の掛け金として自治体の組合から前取りしている。そうして値打ちのある金を使つておいて、先に行つて軽い金を払うといふことは、これは笑いごとじゃないと思ふ。第二次世界大戦のとき、ドイツがこういう積み立て金をもつて全部戦争のための戦費をまかなつたわけですね。そして戦争に負けちゃつても、すこいインフレになつて、全部ばあになつちやつたわけですね。だから、いま政府はデノミネー

ションといふことを盛んにいつてゐるわけですが、けれども、そうするとあなた方は、いま責任準備金だとかなんともつともらしいことを言つて金を積んでおいて、将来のインフレに備えてどうするつもりですか。いま言ったようにスライドが問題になる。スライドが問題になれば今度はそれが逆にインフレ・ションなんて国の責任ですよ。国の責任なのを、どんどん物価が上がるから退職金も上げなきゃならぬ。それがまたぶつてきて、地方自治体と共済組合の組合員の肩へかぶつてくる。政府は積み立て金を十分使つてゐる。こういうからくりになるんじゃないですか。これは局長さんをおこつてゐるわけじゃないんですけれども、本来、大臣、だからこそ社会保障といふものは国家が全責任を負わなければ、こういう形で地方自治体や地方職員から値打ちのある金を前取りしておいて、払うときには軽いものにする。じゃインフレが悪化するからスライドしよう。スライドするには今度は掛け金率、財源率がどう要るから、どうしてもことしの十二月一日にはもうやるように掛け金率を上げなきゃならぬ。医療費も財源率を上げていかなければならぬ。こうしてまた負担がこつちへかぶさつてくる。これでもって将来に戦費とかなんとかいふものをまかなうようなことになれば、それはえらいことになつちやうじゃないですか。そういう意味で私は、根本的にこの地方公務員の共済制度といふものは、これは社会保障制度としての原則を貫くべきものであり、社会保障制度といふのは、社会保障憲章、世界的な原則として、国が全面的な責任を持つ、あるいは資本家が責任を持つ、こういう態度を貫くべきだと思ひますけれども、これについて大臣の答弁を聞いて、そうして将来の責任を、あなたの明確な責任を質問しまして、私の質問を終わります。

○藤枝國務大臣 いろいろ設定をされての御質問でございますが、社会保障制度そのものを常に前進させなければならぬ、またそれは国としての責任があることは申すまでもございせん。それ

をどういう形で実現するかということについては、いろいろやり方はあろうかと思いますが、そういう意味で常にこうした共済制度というようなものも検討を続けまして、そうしてよりよい制度にするべく努力するのが政府の責任であらうと考えております。

○林委員 私の見解を今度申し上げますけれども、共済制度ということで準備金を積み立てておく、これによって公債を持つたりいろいろすることが、逆にインフレを促進する一つの道になるわけです、こうやって公債をいろいろ引き受けさせるということは、そうすると政府は公債を発行しますからね。そうするといまの積み立て金は減価されるわけです。そうでしょう。ここにおける局長さんだって、さっき十一万が多い少ないという問題になっていたでしょう。戦前の十一万なんというのはどんなに大きな金ですか。それがいま十一万じゃ少ない少ないという論議が公然となされている。それほどインフレが進んでいるわけです。だから、今度、戦前の郵便年金の積み立て金二百円をだれもとりに来ないから、この際二千円か何かで引いてしまふ、それでもとりに来なければ棒引きだという。戦前の二百円といったら、われわれ年配の者ならわかりますけれども、一月生活を豊かにできた金です。そのころ年金は積み立ておくわけです。郵便年金とか何とか積み立ておくわけです。ところが、戦後のいまになってみると、二百円では、汽車賃だけでもとりにいけば費用がかかるから、いいといっているのです。いまの政策、このインフレの政策が進行していけばそういうことにならないという保障がどこにあるかということです。だから、一方では共済という制度で積み立てをさせる。これがインフレの要因になる。積み立てた人は血の出るような金を積み立てたけれども、それが減価されて、実際もらうときにはまるで軽い金になってしまふ。二重の負担を負わされる。その上スライドすれば掛け金率がまた高くなる。三重にも負担が大きくなる。だから、どうしても私たちは社会保障制度と

いうことを貫くならば、そういう一切の国の財政的な責任を地方自治体や地方公務員に負担させるべきでなくて、全額国で負担する無拠出の社会保障制度を貫くという立場をやっぱり一步一歩もつと真剣に努力すべきじゃないだろうか。安易に財源率を上げ、掛け金率を上げ、安易に五年先になれば一兆近くの共済の金を積み立てておく、これを運用していく、そして実際には積み立て金を減価させていく、こういう政策についてはやっぱり根本的に考えるべきじゃないのか。そして社会保障制度の原則に努力すべきじゃないだろうか。こういう意見を申し上げます、私の質問を終わります。

○龜山委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

昭和四十二年六月三十日印刷

昭和四十二年七月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局